石川県公報

令和　８　年　10　月　30　日（金曜日）

号　　外

（第　６０　号）

目　　次

告　　示

○鳥獣保護区の存続期間の更新　（自然環境課）　1

○鳥獣保護区特別保護地区の指定　（　同　）　3

○特定猟具使用禁止区域の指定　（　同　）　4

公安委員会

○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則　5

告　　示

石川県告示第343号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第７項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　名称

高松鳥獣保護区

２　区域

かほく市高松地内のＪＲ七尾線以西から海岸汀線に至る区域

３　面積

585ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

５　保護に関する指針

⑴　指定区分

集団渡来地の保護区

⑵　指定目的

当該地域は、日本海に面した海岸砂丘地帯に位置し、マツをはじめとする多くの樹木や草花が自生しており、多くの渡り鳥にとっての餌場となっている。こうしたことから、法第28条第１項の規定により、鳥獣保護区に指定し、当該地域に飛来する渡り鳥の生息環境を保全するものである。

⑶　管理方針

鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

１　名称

高爪山鳥獣保護区

２　区域

羽咋郡志賀町大福寺地内の町道宮地線と国道249号との交点を起点とし、同所から同国道を北北西に進み輪島市門前町剱地地内の主要地方道穴水剱地線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み同市門前町馬場地内の一般県道久川馬場線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同市門前町馬渡地内の市道宮地線との交点に至り、同所から同市道を南に進み輪島市と羽咋郡志賀町との行政区界を越え町道宮地線に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

823ヘクタール

4　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

5　保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的

当該地域は、能登半島中央部西側に位置し、高爪山（通称能登富士）を中心とした森林地帯で、野生鳥獣の生息に適した環境を呈している。こうしたことから、法第28条第１項の規定により、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

⑶　管理方針

当該区域は、野鳥の生息環境に恵まれた区域であり、これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き鳥獣保護区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、鳥獣の保護を図るものとする。

1　名称

川尻鳥獣保護区

2　区域

鳳珠郡穴水町川尻地内と同町岩車地内を結ぶ主要地方道能都穴水線を境界線とし、同主要地方道より以西の一円の区域

3　面積

70ヘクタール

4　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

5　保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的

当該地域は、能登半島の七尾北湾に位置し、国定公園にも指定され、広葉樹を中心に一部針葉樹を含む天然樹林が広がり、渡り鳥をはじめ野生鳥獣の生息に適した環境を呈している。このことから、法第28条第１項の規定により、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

⑶　管理方針

当該区域は、野鳥の生息環境に恵まれた区域であり、これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き鳥獣保護区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、鳥獣の保護を図るものとする。

1　名称

三井鳥獣保護区

2　区域

輪島市三井町中地内の旧市道中３号線（中川４号橋）を起点とし、同所から同道を南東に進み旧中県行造林地の境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同市三井町中大谷内地内の三角点に至り、同所から旧中県行造林地の尾根筋を西北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3　面積

11ヘクタール

4　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

5　保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的

当該地域は、コナラ、ケヤキ等の広葉樹林が多く、野鳥の生息及び渡り鳥の休息採餌にとって極めて好環境を呈している。このことから、法第28条第１項の規定により、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

⑶　管理方針

豊富な林相等の鳥獣の生息地を適切に保持し､鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

１　名称

奥仁行鳥獣保護区

２　区域

輪島市三井町仁行古屋地内の主要地方道輪島山田線と市道仁行１号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み林道松尾線及び緑資源機構の作業路を経て輪島市と鳳珠郡能登町との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南に進み主要地方道輪島山田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

740ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

５　保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑵　指定目的

当該地域は、コナラ、ケヤキ等の広葉樹林が多く、野鳥の生息及び渡り鳥の休息採餌にとって極めて適した環境を呈している。このことから、法第28条第１項の規定により、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

⑶　管理方針

豊富な林相等の鳥獣の生息地を適切に保持し､鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

石川県告示第344号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　名称

高松鳥獣保護区高松特別保護地区

２　区域

主要地方道金沢田鶴浜線（のと里山海道）のかほく市木津と同市高松との字界から北北東に100メートル進んだ地点を起点とし、同所から同主要地方道を直角に日本海に向かって進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北東に1,000メートル進んだ地点に至り、同所から同汀線を直角に同主要地方道に向かって進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

10ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

５　保護に関する指針

⑴　指定区分

集団渡来地の保護区

⑵　指定目的

当該区域は、日本海に面した砂浜であり、日本海側での本格的なシロチドリの繁殖地であるとともに、春秋の

シギ、チドリ類の渡りの際の休息地として重要である。

シロチドリは、いしかわレッドデータブック2020（令和２年３月石川県策定）において、繁殖個体数が少なく、海岸浸食などで繁殖環境の悪化が危惧されているため「準絶滅危惧種」に指定されているほか、第５次レッドデータブック（令和８年３月環境省策定）において、絶滅の危険が増大している種である「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」に指定されており、その保護繁殖が必要となっている。また、かほく市では、シロチドリを市の鳥に指定するなど、保護に積極的である。

こうしたことから、法第29条第１項の規定により、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

⑶　管理方針

鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

石川県告示第345号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　名称

根上西部特定猟具使用禁止区域

２　区域

能美市と白山市との行政区界と主要地方道金沢美川小松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み市道吉原高坂線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道道林高坂線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道高坂大島線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み能美市と小松市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西に進み海岸汀線に至り、同所から同汀線を北東に進み能美市と白山市との行政区界との交点に至り、同所から行政区界を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

575ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和28年10月31日まで

５　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

１　名称

美川地区特定猟具使用禁止区域

２　区域

白山市と能美市の行政区界と西川との交差点を起点とし、同所から同行政区界を北西に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み一般県道金沢小松自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を下流に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み白山市鹿島町と同市石立町との字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を上流に進みＩＲいしかわ鉄道線との交点に至り、同所からＩＲいしかわ鉄道線を南西に進み手取川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を上流に進み西川との交点に至り、同所から同川を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

220ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

５　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

１　名称

千里浜特定猟具使用禁止区域

２　区域

羽咋市兵庫町地内の国道415号と国道249号との交点を起点とし、同所から一般県道232号線を西に進み海岸汀線との交点に至り、同汀線を北に進み羽咋川の下流との交点に至り、同所から同川を上流に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

３　面積

130ヘクタール

４　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

５　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

公　安　委　員　会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次に公布する。

令和八年十月三十日

石　川　県　公　安　委　員　会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七の三（表）、別記様式第七の四、別記様式第七の五（表）、別記様式第七の六（表）、別記様式第七の七及び別記様式第七の八中

「

本　　籍	
住　　所	〒（　　－　　）　　都道府県 電話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　　所	〒（　　－　　）　　都道府県 電話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　　石　川　県
編　集　〒921-8002　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　㈱　共　栄　TEL(076)292-2236